

## 平成 28 年 6 月 1 日 全国知事会地方創生対策本部 「地方創生推進交付金の運用に関する緊急要請」

## に対する国の対応状況

平成 28 年 7 月 5 日現在

	要請内容	国の対応状況
1	事業展開に空白期間を生じることなく、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、交付決定前着手を認めること。	○：法施行以降（4月20日）に着手した事業については、事情に応じて認めることとされた。
2	複数年にわたる「地域再生計画」に基づく事業であることに鑑み、債務負担行為を設定した事業についても対象とするとともに、事業繰越を認めること。	○：事業繰越は、事情に応じて認めることとされた。 △：債務負担行為は、検討中
3	申請事業数及び交付金額の上限設定や、先駆型の対象事業を複数自治体による事業に限定していることなどの制約について、大胆に撤廃・緩和すること。	×
4	平成 29 年度以降にあっては、年度当初から本交付金を活用した事業に着手できるよう、「地域再生計画」の認定等必要な手続きについて前年度中に完了すること。	△：検討中

## 地方創生推進交付金の運用に関する緊急要請

平成 28 年 6 月 1 日

全国知事会地方創生対策本部

各都道府県にあつては、平成 26 年 12 月の「まち・ひと・しごと創生法」の成立を受け、直ちに地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手し、平成 27 年度中に全団体が総合戦略を策定した。

平成 28 年度にあつては、この総合戦略を本格的に展開していく初年度として、あらゆる事業を総動員して、スピード感を持って取り組んでいる。

政府におかれては、本交付金に対する地方の期待が極めて高いことを勘案いただき、「自由度の高い交付金」という本交付金の理念に立ち返り、地方の意見を十分に踏まえる形で更なる検討を重ね、一層の改善を図られるよう下記について要請する。

### 記

- 1 事業展開に空白期間を生じることなく、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、交付決定前着手を認めること。
- 2 複数年にわたる「地域再生計画」に基づく事業であることに鑑み、債務負担行為を設定した事業についても対象とするとともに、事業繰越を認めること。
- 3 申請事業数及び交付金額の上限設定や、先駆型の対象事業を複数自治体による事業に限定していることなどの制約について、大胆に撤廃・緩和すること。
- 4 平成 29 年度以降にあつては、年度当初から本交付金を活用した事業に着手できるよう、「地域再生計画」の認定等必要な手続きについて前年度中に完了すること。